

第1表 不当労働行為事件数

(件)

区分 年次	前年 繰越 件数	新規 件数	取扱 件数	終結 件数	終結内容				翌年 繰越 件数	終結率 (%)
					命令 決定	関与 和解	無関与 和解	取下げ		
S21～S24		(39)33	(39)33	(39)13	7	1	4	1	20	
S25～H24	20	1,888	1,908	1,891	319	886	467	219	17	
H25	17	17	34	22	7	12		3	12	64.7
H26	12	20	32	23	5	12	1	5	9	71.9
H27	9	18	27	17	2	9	1	5	10	63.0
H28	10	22	32	15	1	10	2	2	17	46.9
H29	17	16	33	16	4	10		2	17	48.5
H30	17	22	39	23	3	14	2	4	16	59.0
計		(39) 2,036		(39) 2,020	348	954	477	241		

(注)1 ()は、旧法時代(昭和24年労働組合法改正前)の件数で、概数である。

平成30年における不当労働行為事件の取扱件数は39件で前年からの繰越しが17件、新規の申立てが22件であり、このうち23件が終結し、残る16件が翌年に繰り越された。

新規事件数は、昭和50年の58件から減少傾向で推移し、平成3年は昭和30年以降最低の13件となった。その後、増加傾向を示し、平成6年から平成17年までは20件台前半の件数で推移してきたが、平成18年、19年は10件台へ減少した。20年以降は24年まで20件台後半から30件台と再び増加傾向で推移してきたが、25年以降は20件前後となっている。

本年は前年と比べ6件増加し22件となった。